

# 尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、平成 28 年度事業報告)

平成 29 年 (2017) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

## 目 次

1	目的と沿革	1	
2	性格と機能	1	
3	組織・施設	2	
4	事業の概要	2	
〔付、平成 28 年度地域研究史料館事業報告〕			
1	史料の収集・整理・公開	5	
2	情報発信・データベース公開	9	
3	ボランティア・インターンシップ	10	
4	地域研究史料館専門委員	11	
5	編集事業	12	
	－ 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』－		
6	講座・自主グループ等の催し	14	
7	市民団体・研究機関等との協働・連携	16	
8	施設移転・整備計画ならびに政策的課題	19	
〔資料編〕			
	尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例	20	
	同条例施行規則	21	
	公文書館法	23	
〔参考〕 公文書等の管理に関する法律〔抄〕			24
	新尼崎市史編集委員会委員名簿・地域研究史料館専門委員名簿	25	
	地域研究史料館平成 28 年度歳入・歳出予算、事業別明細	26	
	利用のご案内	28	
	閲覧票兼複写票・特別貸出票	29	
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	30	
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	31	
	新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図	33	
	地域研究史料館刊行物販売一覧	35	
	地域研究史料館へのアクセス	36	

## 1 目的と沿革

こもんじよ  
古文書や古記録、歴史的公文書、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの史料を収集・保存し、後世に伝え、もんじよかん  
広く市民の閲覧利用に供する尼崎市の文書館施設です。

昭和 37 年（1962）に始まる尼崎市史編集事業の過程で調査・収集した尼崎地域の歴史資料を保存・公開するため、昭和 50 年に設置し、以降は文書館事業と市史編集事業を一体的に実施しています。

### 〔地域研究史料館事業年表〕

昭和37年（1962）6月 尼崎市史編集事業開始、編集事務局設置  
（昭和44年4月、市史編修室と名称変更）

昭和41年10月 『尼崎市史』第1巻刊行

**昭和50年1月10日 尼崎市立地域研究史料館開館**

市史編集の過程で調査・収集した史料を保存・公開する文書館施設として、尼崎市総合文化センターの7階に開設。市立文書館としては神奈川県藤沢市（昭和49年7月開館）に次いで国内2番目。

昭和63年3月 『尼崎市史』第13巻刊行、『尼崎市史』完結

平成8年（1996）3月 『尼崎地域史事典』刊行

平成8年4月 新「尼崎市史」編集事業（市制80周年記念振興事業）開始

平成19年1月 市制90周年記念『図説尼崎の歴史』刊行

平成28年10月 市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』刊行

## 2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書類、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど尼崎及び歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類、ならびに各地の地域史誌・研究紀要等を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。

市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関するさまざまなテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行っています。また、市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

### 3 組織・施設

- (1) 組織 総務局所管 地域研究史料館  
 (2) 人員 正規職員3人(館長1、担当者2)、嘱託員7人、臨時職員1人  
 (3) 施設 尼崎市昭和通2-7-16、尼崎市総合文化センター7階に所在

別に尼崎市大島3丁目に分室を設置

(単位：㎡)

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	118	1,089	1,207
史料整理室	49	0	49
閲覧室	50	0	50
事務室等	91	0	91
合計	308	1,089	1,397

### 4 事業の概要

- (1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

地域研究史料館収蔵史料（平成29年3月末現在）

種類	内容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	2,312件 142,795点	1,748件 100,276点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	38,052点	(仮整理) 38,052点
(3) 公文書・資料 公文書 行政資料	歴史的公文書 印刷物等	19,828冊 未算出	(仮整理) 19,828冊
(4) 文献類	地域史誌、団体史、 刊本史料、目録等	57,706冊	38,964冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,624種 49,546冊	2,624種 49,546冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	3,129点	3,129点
(8) 絵はがき		3,065点	3,065点
(9) 写真・フィルム類 航空写真 市広報課移管写真 スクラップブック ネガ・ポジフィルム マウントフィルム マイクロフィルム その他の写真・フィルム類		64件 9,275点 306冊 12,837点 12,200点 6,350本 914件	43件 1,214点 306冊 (仮整理) 12,837点 整理中 6,300本 (仮整理) 914件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200冊	整理中
(11) 音響・映像資料 その他		1,336点 未算出	1,336点 電子資料 101点

## (2) 編集事業

### ア 新「尼崎市史」編集事業

(参考：資料編 p25「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p33「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度 (1996) 事業開始、平成 28 年度、市制 100 周年記念刊行物を刊行し完結。

(イ) 既刊『尼崎市史』(昭和 62 年度-1987-完結、全 13 巻・別冊 1) の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型の手法により、生活・文化史を中心にわかりやすく親しみやすい新市史の編集・刊行を行なう。

(ウ) 市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』刊行(平成 18 年度)後、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトに、歴史情報の Web 公開と刊行物発行からなる改訂計画案を策定。成果物として、平成 28 年 10 月、市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を刊行した。

### イ 尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度創刊、平成 29 年度は第 117 号を刊行予定。

(イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

## (3) 講座等の実施

### ア 『尼崎市史』を読む会

『尼崎市史』をテキストとして平成 6 年 (1994) 10 月に開講。平成 19 年 6 月以降は同年刊行の『図説尼崎の歴史』をテキストとし、平成 29 年 3 月をもって同書を学ぶ例会を終了。

平成 29 年度は、上半期に特別企画として市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』入門講座を開催のうえ、下半期に市立中央図書館セミナー室及び市立北図書館集会室を会場とする月例会開催を開始する。

ほかに市史第 1 巻分科会を毎月開催。

### イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

#### (4) 専門委員

(参考：資料編 p25 「地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の専門家に委員を委嘱し、史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

#### (5) ボランティア

- ア 写真整理 月2回の定例作業（フィルム糊除去）及び、随時個人作業
- イ 古文書整理 月1回の定例作業及び、随時個人作業
- ウ 襖下張りはがし作業 年2回の公募作業及び、年数回の定例作業
- エ その他の史料整理・データベース入力等の随時個人作業

#### (6) Web サイト

- ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>  
史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等
  - ・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
  - ・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、及び尼崎関係論文索引のデータベース検索
- イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>
- ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook  
<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>
- エ Web版尼崎地域史事典“apedia”  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>
- オ Web版図説尼崎の歴史  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>
- カ 尼崎藩家臣団データベース“分限”  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/login.php>
- キ 絵はがきデータベース“あまがさきPCD”  
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>

〔付、平成28年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

平成28年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成28年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）及び、利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。

平成28年度は、従前に引き続きレファレンス・サービスを重視し、かつ情報発信・利用促進に務めたのに加えて、尼崎市制100周年の年ということもあって周年事業や市政史に関する取り組みが多く、相談利用件数・人数が過去最高を記録した平成27年度とほぼ同数の実績を記録しました。

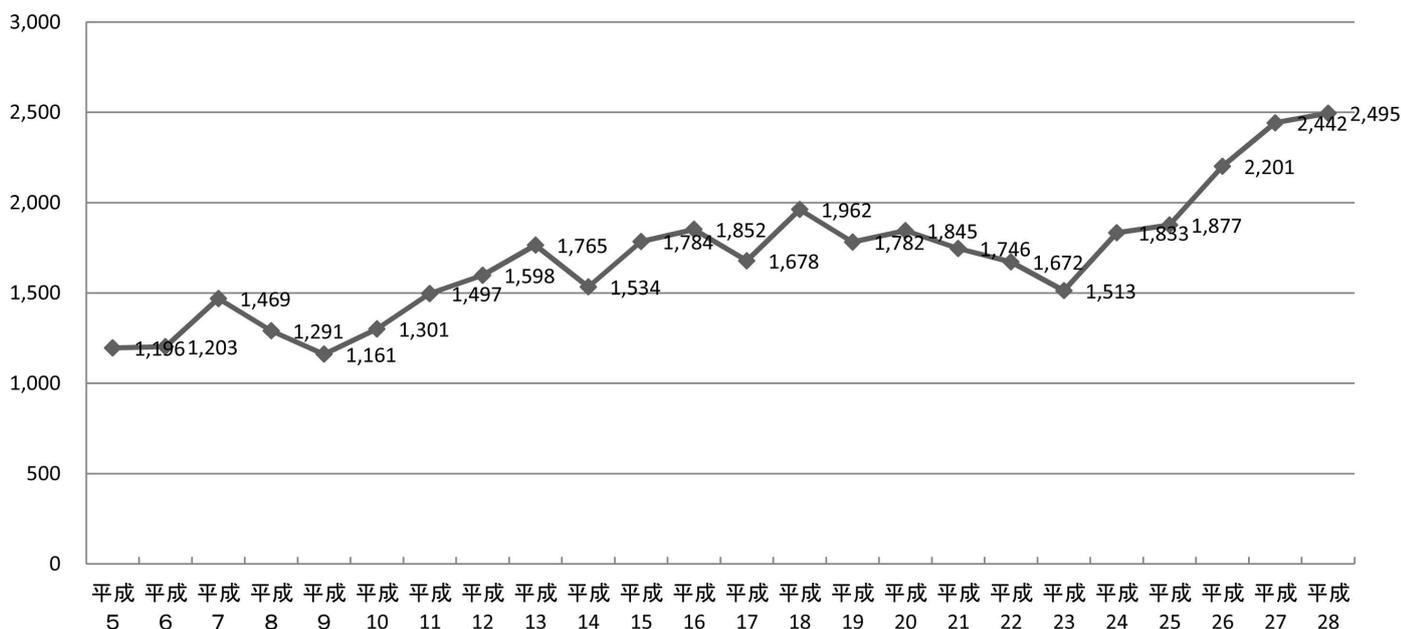
平成28年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
1,157件	698件	330件	2,185件
1,421人	727人	347人	2,495人

平成28年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

470件	13,424枚
------	---------

尼崎市立地域研究史料館相談利用人数の変化



平成28年度末地域研究史料館収蔵史料（対前年度比較）

種 類		平成28年度末	平成27年度末	増加状況
古文書・近現代文書類	収蔵点数	142,795	135,255	7,540
	整理公開点数	100,276	98,551	1,725
	整理公開比率 (%)	70	73	—
歴史的公文書	収蔵点数	19,828	18,960	868
	整理公開点数	19,828	18,960	868
	整理公開比率 (%)	100	100	—
文献・紀要類	収蔵点数	107,252	106,036	1,216
	整理公開点数	88,510	87,294	1,216
	整理公開比率 (%)	83	82	—
その他の史料	収蔵点数	90,765	80,160	10,605
	整理公開点数	67,254	64,710	2,544
	整理公開比率 (%)	74	81	—
合 計	収蔵点数	360,640	340,411	20,229
	整理公開点数	275,868	269,515	6,353
	整理公開比率 (%)	76	79	—

〔古文書・近現代文書類〕

平成28年度、新たに74件7,540点の文書群を受け入れ整理・公開しました。さらに、受け入れ済みで未整理であった矢野武一氏関係文書等を整理・公開した結果、平成28年度中の新規整理・公開点数は1,725点となりました。尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志によるボランティア協力を得て整理・公開作業を進めており、新たに作成した所蔵古文書・近現代文書類の文書群概要及び文書目録のPDFデータを当館公式Webサイトに順次公開しています。

ボランティア作業は、平成27年度に引き続き篠部正幸氏文書の再整理を実施しました。今後も市史編集資料目録に収録された文書の再整理を進め、Web上ですべての収蔵文書目録を検索できるようにしていきたいと考えています。

また、平成 28 年度は、文書の整理・公開作業に関連した二種類の研究会を実施しました。

一つは、史料館の古文書・近現代文書目録について、ISAD(G)（国際標準記録史料記述の一般原則）に準拠した目録編成・記述を目指す、史料館の職場内研究会です。この成果をもとに作成・公開した矢野武一氏関係文書目録は、従来史料館が採用していた既定の分類項目にあてはめていく目録編成方法を採らず、文書群の内容・構成に即した固有のシリーズ（文書の機能・役割などに規定される一定数の文書のまとまり）を新たに設定し、目録を作成しました。従来作成している文書群概要のほか、シリーズの概要説明も記述しています。今後も引き続き、ISAD(G)に準拠した目録作成の試行・検討を継続していく予定です。

もう一つは尼崎長吏文書研究会です。尼崎長吏文書は、近世から近代にわたる尼崎長吏の家に遺された文書群であり、平成 26 年に史料館に寄贈されました。長吏とは、近世に警察業務・治安維持に従事していた被差別身分の人びとです。尼崎長吏に関しては、これまでまとまった史料が発見されておらず、詳しい実態がわかっていませんでした。このため、新たに入手した尼崎長吏文書は史料館として重要な文書群の一つであり、加えて高度に専門的な内容を含むため、外部研究者の協力を得て調査・研究を進める必要があると考えました。

そこで、史料館専門委員に加えて、和歌山大学名誉教授の藤本清二郎氏と神戸大学大学院後期博士課程の松本充弘氏を招き、平成 28 年 9 月 3 日、同文書研究会を開催しました。この研究会の成果は、平成 29 年度刊行の史料館紀要『地域史研究』第 117 号に、研究及び史料紹介として掲載する予定です。同文書については、個人情報保護の観点から当面原文書は非公開としますが、一方で研究利用に資するため、同文書の主要部分の翻刻をこの史料紹介に掲載します。これを通じて同文書が広く活用され、尼崎長吏の研究が進むことを、史料館として期待しています。

## 〔歴史的公文書〕

（参考：資料編 p30「歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p31「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」）

平成 28 年度は、例年の庁内廃棄公文書からの歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・収集に加えて、庁内各課か

らの情報提供を受けて、市制 100 周年記念事業や「近松の里」整備事業、海外都市提携・交流などに関する文書・資料、学校等公共施設の建築図面類などを随時収集しました。本市が取り組む東日本大震災被災地支援事業に関する文書・資料等についても、保存状況把握と収集作業を継続しました。

収集に加えて、歴史的公文書の整理・公開に向けた目録化にも従前に引き続いて取り組んでおり、平成 28 年度は市・村議会会議録の件名目録作成作業を実施しました（継続中）。

市発行の行政資料・刊行物についても、整理・目録化を進めています。

また、尼崎市が保存・保管する歴史的な行政情報の史料（資料）は、史料館所蔵の歴史的公文書、現用文書として本庁に保管されている公文書、刊行物形態の各種行政資料やデジタル媒体の行政情報など、多種多様な形で存在しています。その収集・活用のため、公文書管理法の理念に照らした本市の文書管理上の諸課題について、庁内で文書管理とその電子化を所管している情報化推進担当との間で意見交換・協議を行ないました（6 月・9 月）。また 2 月には、庁内文書事務担当職員を対象とする文書事務研修の場において、史料館の公文書館としての機能・役割を説明しました。

こうした関係部署や担当者との意見交換を継続しながら、庁内の公文書・行政資料等の所在状況を把握し、尼崎地域の行政史分野を調べる利用者に対して総合的な情報提供ができるよう、課題の整理と整理・公開作業の実施に努めていきたいと考えています。

#### 〔写真・絵はがき〕

絵はがきについては、平成 26 年度に Web 公開した絵はがきデータベース"あまがさき PCD"への登録作業を継続し、平成 28 年 3 月末に 667 点だった掲載画像データ数が平成 29 年 3 月末現在 911 点となりました。

また、従前から取り組んでいる旧広報課ネガフィルムの整理と写真画像データベース構築作業を、平成 28 年度も継続しました。フィルムの粘着テープ除去作業及び画像スキャンニング作業について市民ボランティアのご協力をいただき、その作業成果が日々の写真画像閲覧やレファレンス・サービスに大きく役立っています。引き続きフィルムの整理と画像データ作成・登録及び公開・非公開判別等の作業を行ない、将来にお

ける公開・活用に向けた準備を進めていきたいと考えています。

加えて、平成 28 年度は市制 100 周年を記念して、「2016 年の尼崎市」を記録する写真の公募企画を実施しました。募集にあたって市民団体主催の神戸・阪神歴史講座第 15 回（尼崎歴史講座第 12 回）「地域を記録する写真資料」と連携し、この講座を本写真募集企画の広報・呼びかけの場としました（講座の詳細については p18-19 参照）。そのうえで、平成 28 年 7 月～ 29 年 1 月の期間写真を募集した結果、4 千点近い応募がありました。

これらの写真は、地域研究史料館において撮影者のクレジットを付して閲覧・複写利用に供するほか、史料館公式 Web サイト及び刊行物への掲載、展示企画への応募写真活用などを計画しています。

#### 〔地図〕

尼崎市は、平成 28 年 3 月にオープンデータカタログサイトを開設し、オープンデータの公開・提供に努めています。平成 29 年 3 月、史料館は、所蔵市街地図のうち著作権上公開しても問題がない大正 7 年（1918）から昭和 41 年（1966）にかけての 27 点の画像データを、このカタログサイトに登録しました。これらは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際（CC BY）に規定される著作権利用許諾条件により公開しており、出典を表示すれば、利用者は営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができます。

## 2 情報発信・データベース公開

### 〔史料館公式Webサイト・公式Facebook・ブログの運用〕

史料館公式 Web サイト及び公式 Facebook・ブログを引き続き運用し、情報発信に努めました。

史料館公式 Facebook 及びブログ"アーカイブログ"は、SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、新着史料から日常の出来事などの情報を掲載し、休館日を除いて 1 日 1 件以上の記事掲載に努めています。Facebook は、平成 28 年 3 月末に 558 だったページへの"いいね"数が順調に増加し、平成 29 年 3 月末現在 727 となっています。個別記事の閲覧人数は、平成 28 年度はおおむね 400 人程度で、多い記事では 2,200 人を超える閲覧数を記録しました。

## 〔史料検索システム・デジタルコンテンツ〕

史料館が設計・構築し、画像スキャンニングについて市民ボランティアの協力を得て平成 26 年 12 月に公開した絵はがきデータベース"あまがさき PCD"は、平成 28 年度も順次画像データ及び目録情報を追加し、平成 28 年 3 月末に 667 点だった掲載画像データ数が平成 29 年 3 月末現在 911 点となりました。

このほか、Web 上の館蔵史料検索システム、市民ボランティアの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia" (アペディア)、園田学園女子大学短期大学部と共同して構築・公開した Web 版図説尼崎の歴史、尼崎藩家臣団データベース"分限"の運用を継続しました。

## 〔レファレンス協同データベース〕

"レファレンス協同データベース"は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を提供することを目的として、国立国会図書館が構築・運営する Web 上の公開データベースです。

史料館は、館の利用情報を広く発信することを目的として平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加し、おおむね 2 週間に 1 件のペースでレファレンス事例を登録しています。平成 28 年度、24 件の事例を登録した結果、平成 29 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 121 件、調べ方マニュアル 4 件となりました。

## 3 ボランティア・インターンシップ

### 平成28度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	随時個人作業	148回	5人	延べ148人
	フィルム糊除去作業 (月2回)	18回	4人	延べ51人
古文書整理	グループ作業 (月1回)	11回	8人	延べ77人
襖下張りはがし作業	(5/30・31) (10/17・18)	4回	36人	延べ72人
	6月・9月・2月	3回	7人	延べ11人
その他の作業	随時個人作業	309回	18人	延べ309人
合計		493回	78人	延べ668人

平成 28 年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料整理・デジタル化など各種の作業について、ボランティアの方々の協力を得ました。新規ボランティアの登録は少なかったものの、従来からご協力いただいているボランティアのみなさんの作業回数が増加し、平成 27 年度の作業実績計 446 回延べ 612 人から平成 28 年度は計 493 回延べ 668 人と、過去最多の作業実績を記録しました。

作業メニューのなかでは、特に写真整理の随時個人作業に新たに 2 人の方が参加し、回数・延べ人数とも大幅に増加しました。広報課から移管された写真史料の目録入力作業を進めていただいています。

このほか、市報あまがさきの記事索引入力、大正・昭和期の電話帳や刊行物に記載された人名情報入力といった地道な作業が進ちよくしています。史料館では、こうして情報を蓄積した各種のデータベースを、日々のレファレンスに有効に活用しています。

また、例年受け入れている市役所インターンシップ研修生 1 名を 8 月に受け入れ、史料整理・公開等の業務に 14 日間従事していただきました。

#### 4 地域研究史料館専門委員

史料館では、史料館事業全般について、調査・研究していただき、また指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

平成 28 年度、委嘱した委員は次のとおりです。

平成28年度地域研究史料館専門委員

代表	いわき たくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所准教授
副代表	いちざわ てつ 市沢 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科教授
	おおえ あつし 大江 篤	歴史学 民俗学	園田学園女子大学人間教育学部教授

委員には、各専門分野・時代に関する調査・研究や史料情報提供などをいただきました。とくに、市制 100 周年を記念して刊行した新市史『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を紹介・評価・検証する講座等企画の実施、あるいは今後の活用方策検討などを重点課題としてご担当いただきました。

## 5 編集事業一新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』一

### 〔新「尼崎市史」〕

(参考：資料編 p25「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p33「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

新「尼崎市史」編集事業は、尼崎市制 100 周年をもって完結する市制 80 周年記念振興事業として、平成 8 年度以来 20 年計画で取り組んできました。その過程で、平成 18 年度に市制 90 周年記念刊行物『図説尼崎の歴史』上下巻を刊行し、平成 23 年度には園田学園女子大学・同短期大学部との共同研究事業により構築した Web 版図説尼崎の歴史を公開しました。

最終年度となる平成 28 年度は、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトとする 100 周年記念刊行物『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を、10 月 8 日の市制記念日に刊行しました。

#### ○『たどる調べる尼崎の歴史』

A4 判 上下巻計 538 頁 箱入り フルカラー印刷 3,000 部

尼崎市立地域研究史料館編 尼崎市発行 平成 28 年 10 月 8 日

価格 上下巻セット 4,500 円

執筆者 専門研究者、市民、市職員など計 42 人

第Ⅰ部 グラビア・バーチャル・ツアー 尼崎の歴史資料・文化財

第Ⅱ部 尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ (図説年表)

第Ⅲ部 ガイダンス 調べる尼崎の歴史 (地理・地形及び古代～現代の 6 章と特論 3 編、各章は入門編・史料編・実践編の 3 節構成)

#### ○『尼崎の歴史ダイジェスト版』

A4 判 24 頁 フルカラー印刷 60,000 部

尼崎市立地域研究史料館・尼崎市都市魅力創造発信課編

尼崎市発行 平成 28 年 10 月 8 日 価格 1 部 100 円

古代から現代までの尼崎地域の歴史をわかりやすく解説

市内高等学校卒業生が描く歴史マンガも掲載

両書は刊行後、広く一般に頒布するとともに、市立図書館等の市の機関・施設、市内学校、各地の図書館・文書館・自治体史編集室・大学等に配布し、特に『尼崎の歴史ダイジェスト版』については各市立学校に児童・生徒数分を配布しました。平成 29 年度には、両書の学校現場でのさらなる活用を図るため、市教育委員会と連携して新市史を素材とする学校教材開

発に取り組む予定です。

なお両書は、尼崎市内で作られる工業製品や食品などの知られざる名品を発掘・発信する「メイドインアマガサキ」コンペ（ティー・エム・オーニ崎主催）にエントリーし、準グランプリを獲得しました。

また販売については、史料館及び市政情報センターを窓口とするほか、販売書店を募集した結果、兵庫県書店商業組合尼崎支部に加盟する市内 8 書店でも販売していただきました。

加えて、新市史の編集・刊行及び、刊行後の広報・紹介・評価・検証・活用等について、史料館専門委員と館スタッフによる検討会議等を次のとおり実施しました。このうち専門委員・市長対談については、後掲の『地域史研究』第 116 号に記録を掲載しました。

新「尼崎市史」編集委員会 1 回

史料館専門委員会議 2 回

史料館専門委員・外部執筆者との協議・意見交換 9 回

史料館専門委員・市長対談 1 回

#### 〔史料館紀要『地域史研究』〕

昭和 46 年（1971）10 月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和 51 年度より尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、平成 29 年 1 月に第 116 号を発行しました。

『地域史研究』第 116 号 A5 判 187 頁 600 部発行 頒価 850 円

— 目 次 —

グラビア （尼崎風景）開明橋より庄下橋を望む

市長・地域研究史料館専門委員対談 岩城卓二／市沢哲／稲村和美

図説尼崎の歴史』から『たどる調べる尼崎の歴史』へ

論文 幕末期城下町の借家暮らし 中村光夫

— 築地町新田屋庄兵衛家の「家賃入日記」より —

史煙 近世尼崎城残石探し 中川雄三／佐藤功

『蘆荳』の刊行について 菅原敏二

誌上レファレンス 地域研究史料館

史料紹介 尼崎市史古代・中世史料補遺(3) 天野忠幸／樋口健太郎

源為義の大物押領事件 樋口健太郎

大坂の陣と尼崎 天野忠幸

〔以上、尼崎の古代・中世―史料と研究―連載第3回〕

「喫茶問答」及び「貽厥編」について 田中 敦

『戸田左門覚書』 地域研究史料館

書評 市制施行 100 周年を迎えて 森本米紀

『写真アルバム 尼崎の昭和』『尼崎百物語』

## 6 講座・自主グループ等の催し

### 〔『尼崎市史』を読む会〕

例会・特別企画・分科会 計 25 回開催 延べ 491 人参加

○月例会 平成 28 年度も引き続き、『図説尼崎の歴史』をテキストとする『尼崎市史』を読む会月例会を開催しました。毎月第 1 木曜日の午後 6 時～7 時 30 分、中央図書館セミナー室を会場として第 246 回から第 257 回まで計 12 回開催し、参加者は延べ 302 人でした。上巻近世編第 4 節「この節を理解するために」から 4 コラム「東富松のおかげ踊り」までと、下巻現代編第 3 節 3「石油危機以降の都市行政」から第 3 節 6「阪神・淡路大震災がもたらしたもの」までを読み進めた結果、上・下巻の読み上げと内容解説を終了し、これをふまえて第 257 回は『図説』全体のふりかえりを行ないました。

○特別企画 市制 100 周年記念の新「尼崎市史」刊行を機に、次のとおり特別企画を開催しました。参加者は 80 人でした。

共催／会場 園田学園女子大学

日時 平成 28 年 12 月 18 日（日）

内容「市制 100 周年記念の新「尼崎市史」ってどんな本？」

（講演とシンポジウム）

講師 <sup>いわき</sup>岩城卓二氏（京都大学人文科学研究所准教授、史料館専門委員）

パネラー 大江篤氏（園田学園女子大学教授、史料館専門委員）

三宅奈緒子氏（ラジオパーソナリティ）

綱本武雄氏（尼崎南部再生研究室、イラストレーター）

辻川敦（地域研究史料館長）

○第 1 巻分科会 尼崎の古代・中世史関係の文献・論文を読み、意見交換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。毎月第 1 金曜日の午後 6 時から 7 時 30 分まで、史料館を会場として開催しており、平成 28 年度は 12 回開催、参加者は延べ 109 人でした。報告は参加者

が輪番で担当し、藤田達生氏の論文「織田政権と謀反」（『ヒストリア』第 206 号、2007 年 9 月）及び、平成 29 年 3 月以降は天野忠幸氏の論文「織田信長の上洛と三好氏の動向」（『日本歴史』第 815 号、2016 年 4 月）をテキストとして、地道な学習を進めています。

### 〔自主グループ 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 グループ 月 2 回 計 63 回開催 延べ 486 人参加

この会は、主として史料館が収蔵する近世古文書をテキストとして、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営によって実施され、解読の成果は参加者有志がデジタル入力し史料館で保存しています。将来的に、解読文のデータベースとして公開する構想のもと、史料館はテキストの選定、解読、内容調査等について助言・協力しています。

次の 3 クラスが、いずれも午後 1 時 30 分～3 時 30 分、史料館会議室を会場として開講しており、参加希望者を募っています。

#### ○第 2・第 4 日曜日開催クラス 21 回開催 延べ 172 人参加

史料館が購入した文書「生島樋一件」（常松村と上之島・栗山・大西・三反田の生島 4 か村で構成される生島井の訴訟に関する史料）と、その関連史料について解読を進め、同会の会報『蘆荊』第 2 号（平成 28 年 9 月発行）に翻刻文を掲載しました。その後も武庫川水利に関する古文書（西宮市岡本家文書、田口和正氏文書(1)等）を中心に、解読を進めています。

#### ○第 2・第 4 金曜日開催クラス 23 回開催 延べ 162 人参加

前年度後半からテキストとしていた片岡陳正氏文書「御目付手控」の解読作業を終了しました。

その後は、早稲田大学図書館所蔵服部文庫「山中新右衛門関係文書」をテキストとし、引き続き解読作業を行ないました。戦国時代の悲運の英雄・山中鹿之助の子孫を称する旧鴻池村（現伊丹市域）・山中新右衛門と同族の大坂鴻池家一族の紛争を、尼崎藩が調停した際の折衝記録です。文久元年(1861) 10 月 26 日から 11 月 22 日まで、「備忘対応十一」約 75 丁分を解読しました。

#### ○第 1・第 3 金曜日開催クラス 19 回開催 延べ 152 人参加

講師＝石井進さん

前年度から引き続き行なっていた、幕末・明治初年頃の築地町への布告・諸達を綴った史料（築地町文書）の解読を終了しました。その後古田<sup>よしあき</sup>嘉章氏文書「時<sup>とき</sup>友村諸事留控帳」をテキストとして、文久3年（1863）～4年3月の大坂町触、明治5年（1872）4月以降の兵庫県布達などを解読しました。

## 7 市民団体・研究機関等との協働・連携

従前に引き続き、市民団体や行政機関等からの依頼・要請に応じて、歴史に関する講座や見学会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

尼崎市制100周年にあたる平成28年度は、プレ期間であった平成27年度と同様、例年より歴史講座への出講要請が多く、市民団体・地域団体等からの依頼による出講件数21件、公的機関からの依頼による出講件数22件、計43件（うち市政出前講座16件）を数えました。そのおもなものは、次のとおりです。

### 〔市民、地域団体等からの要請による出講〕

#### ○市制100周年関連

尼崎倶楽部朝食会、尼崎市神社総代会・神社参与・兵庫県神社庁尼崎市支部「尼崎市産業発展祈願祭」（市政出前講座）、尼崎郷土史研究会歴史講演会（市政出前講座）、尼崎消費者協会（市政出前講座）、兵庫六甲JA尼崎女性会（市政出前講座）、尼崎市歯科医師会「デンタル県尼会」（市政出前講座）、南立花松寿会（市政出前講座）、尼崎信用金庫大庄支店（市政出前講座）

#### ○その他

尼崎ボランティア・ガイドの会新規会員養成講座、尼崎青年会議所まちづくり委員会「尼崎オープンファクトリー」（市政出前講座）、尼崎市聴力障害者福祉協会（市政出前講座）、サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）」（2回）、小田会歴史街道事業講演会、大庄地区婦人連絡協議会（市政出前講座）、浄土真宗本願寺派兵庫教区阪神南組（市政出前講座）、ケア付き高齢者住宅パストラル尼崎（市

政出前講座)、尼崎信用金庫大物支店(市政出前講座)、栄興グループ安全衛生推進大会(市政出前講座)、空飛ぶ教室(市政出前講座)、大阪歴史科学協議会例会

〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

○市制 100 周年関連

市立中央公民館「中央市民大学」専門講座第 12 回

○その他

市新規採用職員研修、市文書事務研修、市 1 年目教員必修研修、市文化ビジョン会議、第 4 期尼崎チャンネルガイド養成講座(2 回)、姉妹都市アウクスブルク市派遣市青年使節団研修、市立中央公民館「中央市民大学」専門講座第 11 回、市立小田公民館「あまがさき学講座」、市立すこやかプラザ「すこやか元気アップ講座」、市立わかば西小学校 PTA(市政出前講座)、みんなのサマーセミナー(市提案型協働事業、2 講)、あまがさき環境オープンカレッジ「尼崎の公害を学ぶ」、産業技術短期大学「地域産業学」講義、伊丹市立サンシティホール「新・伊丹歴史教室」、滋賀県内歴史的公文書等担当者会議、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史遺産活用研究」講義、姫路大学「教員免許状更新講習」、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 136 回例会、全国公文書館長会議(国立公文書館主宰)

〔講座・展示・調査・出版への企画立案・実施協力・史料提供等〕

市総合文化センターによる市制 100 周年記念式典「100 年の歩み」動画製作への画像提供と製作協力、市公有財産課等の土地履歴調査への調査協力、サロン・ド・サモン等主催「神戸・阪神歴史講座(尼崎歴史講座)」企画・実施(2 回)、伊丹市立博物館史料集 12(明治期鉄道関係)のための調査・画像提供協力、大阪歴史博物館美術資料等評価委員派遣、西淀川・公害と環境資料館運営協議会委員派遣、堺注<sup>ちゅうせんわざらし</sup> 染和晒興業会・Omoroi さかい実行委員会主催「注染和晒・手ぬぐい展」<sup>おぎはらいつせい</sup>の荻原一青原画百名城手ぬぐい展開催協力、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 136 回例会企画・実施、科学研究費助成事業(科学研究費補助金基盤研究 S)「災害文化形成を担う地域歴史資料学の確立ー東日本大震災を踏まえてー」(神戸大学大学院人文学研究科)への職員参加協力、COC+(文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」)「地域創生に

応える実践力養成ひょうご神戸プラットフォーム事業」の「歴史と文化」領域テキスト作成・原稿執筆、文化庁文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業）「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」視察調査受け入れ、中京大学社会科学研究所公文書管理研究プロジェクト視察調査受け入れ、韓国国家記録院による公文書管理機関視察調査受け入れ

これらのうち、とくに文書館・アーカイブズ分野の全国的な機関・団体の催し2件の詳細を紹介します。

#### 平成28年度全国公文書館長会議（独立行政法人国立公文書館主宰）

##### 「公文書館の利用普及について」

日時 平成28年6月10日（金）／会場 コングレスクエア日本橋（東京）

内容 辻岡雄幸氏（福井県文書館長）

「福井県文書館の利用普及活動」

辻川敦（尼崎市立地域研究史料館長）

「尼崎市立地域研究史料館—利用・協働・情報発信—」

白井哲哉氏（筑波大学図書館情報メディア系教授）

「コメント：アーカイブズの利用普及のために」

#### 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第136回例会

##### 「歴史資料保存機関とボランティアの協働」

日時 平成29年3月4日（土）／会場 尼崎市総合文化センター

内容 こうのみお河野未央（尼崎市立地域研究史料館職員）、きどやちよ城戸八千代（同嘱託員）

「尼崎市立地域研究史料館の実践」

きんばらひろき金原祐樹氏（徳島県立文書館）

「徳島における古文書補修ボランティアの活動」

市民団体との連携の分野では、とくに次の講座の企画・実施に全面的に協力しました。

#### 神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）

主催 神戸史学会 サロン・ド・サモン 尼崎市市民運動中央地区推進協議会  
第15回（尼崎歴史講座第12回）「地域を記録する写真史料」参加者 58人

日時 平成28年6月19日（日）／会場 尼崎市中央地域振興センター

内容 おがわひろゆき 小川弘幸氏「1964年の尼崎市を記録する写真について」  
解説：むねかげただし 宗景正氏（写真家、日本リアリズム写真集団会員）

第16回（尼崎歴史講座第13回）「ふすまから出てきた歴史一文書のはがし作業から整理・公開にいたるまで」 参加者 60人

日時 平成29年3月25日（土）／会場 尼崎市中央地域振興センター

内容 おりゆうかずのり 尾立和則氏（文化財保存修復家）

「下張りはがし作業とは」

まつしたまさかず 松下正和氏（姫路大学人文学・人権教育研究所准教授）

「下張り文書の保全と活用」

こうのみお 野野未央（尼崎市立地域研究史料館職員）

「地域研究史料館のふすま下張り文書はがし作業とその成果」

## 8 施設移転・整備計画ならびに政策的課題

尼崎市総合文化センター7階に本館を置く地域研究史料館は、本館面積がわずかに308㎡しかないため、別施設として分室を設け、史料保存スペースを確保してきました。本館施設の老朽・狭あい、分室が距離の離れた別施設であることによる不便や史料保存環境の問題などがあり、施設整備が長年の課題でした。

これについて、旧尼崎城跡地である城内地区において市が予定している城内まちづくり整備事業のなかで、現在市立文化財収蔵庫が一部を使用している旧市立城内中学校校舎（旧尼崎高等女学校校舎）を全面的に改修し、文化財収蔵庫に加えて史料館も移転し歴史館施設（名称未定）として一体的に整備することを計画しています。これにともない、史料館分室も、現在の大島3丁目から城内地区に移転する予定です。

平成32年度の移転・新施設開館に向けて、平成28年度は計画立案の庁内協議・検討作業を行ないました。

また、同じ城内地区に、ミドリ電化創業者・あぼあきら 安保詮氏が尼崎城天守を建築のうえ市に寄付する計画があり、これの整備・活用計画検討についても、担当部局の依頼を受けてソフト面で協力しています。尼崎城天守建築工事は平成28年12月に着工し、平成30年度完成の予定です。

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45 ・ 一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録<sup>もんじよ</sup>の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録<sup>もんじよ</sup>等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録<sup>もんじよ</sup>の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

資料編

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略)

公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

### 公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

新尼崎市史編集委員会委員名簿（平成 29 年 4 月 1 日現在）

委員長	副市長	岩田 <small>つよし</small> 強
委員	地域研究史料館専門委員代表	<small>いわきたくじ</small> 岩城卓二
委員	同 副代表	<small>いちざわてつ</small> 市澤 哲
委員	教育長	徳田 耕造
委員	総務局長	<small>しばのきたかあき</small> 芝 軒 崇 晃

地域研究史料館専門委員名簿（平成 29 年 4 月 1 日現在）

代表	<small>いわきたくじ</small> 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（教授）
副代表	<small>いちざわてつ</small> 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	大江 篤	歴史学・ 民俗学	園田学園女子大学人間教育学部（教授）

## 資料編

## 地域研究史料館 平成29年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(40)地域研究史料館費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
委員報酬	報酬	360	360	10,000×3人×12回
	合計額	360	360	
100周年記念 事業新市史刊行 事業費	印刷製本費	0	12,000	新市史刊行物・ポスター・チラシ等印刷費
	委託料	0	500	新市史刊行物発送委託料
	使用料賃借料	0	63	組版ソフト類賃借料
	合計額	0	12,563	
史料館紀要発行 事業費	報償費	160	160	『地域史研究』原稿料(特財 紀要歳入40) 論文等@2,000×60枚=120,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円
	需用費(印)	245	205	『地域史研究』印刷製本(特財 紀要歳入81)
	使用料賃借料	84	0	組版ソフト類賃借料
	合計額	489	365	(特財 紀要歳入121)
(小事業)史料館管 理事業費(枠配分)	需用費(光)	1,134	1,132	電気537(本館512,分室25) ガス351 上下水道246
	委託料	319	309	分室機械警備 消防設備保守
	小計	1,453	1,441	
(小事業)史料館管 理事業費	使用料賃借料	8,392	8,392	総文施設使用料 699,315円×12月
	負担金補助及 び交付金	1,114	1,114	総文維持管理経費負担分92,760円×12月
	小計	9,506	9,506	
史料館管理事業 費(合計)	合計額	10,959	10,947	
史料等整備事業 費	需用費(消)	385	549	史料購入
	委託料	100	0	マイクロフィルム画像デジタル変換
	備品購入費	425	800	史料等購入
	合計額	910	1,349	
(小事業)歴史館機 能整備事業費(投 資的経費)	役務費(手)	60	0	建築申請手数料
	委託料	6,800	0	設計委託料、アスベスト・環境調査委託料
	小計	6,860	0	
(小事業)公開空地 遊歩道整備事業費	委託料	578	0	設計委託料
	小計	578	0	
城内まちづくり 整備事業(合 計)	合計額	7,438	0	(特財 国庫(社資交)2,903、公共事業等債2,600、一般単独債 700、計6,203)
(小事業)その他諸 経費(枠配分)	旅費	70	20	旅費
	需用費	411	317	
	(消耗品費)	401	317	史料整理用品等
	(印刷製本費)	10	0	史料複製等
	役務費(通)	80	77	電話料金
	使用料賃借料	196	245	コピー機賃借料、ビジネスホンE装置賃借料
	小計	757	659	(特財 史料複写164)
(小事業)その他諸 経費(新枠配分)	報償費	100	100	調査員原稿料 1,000円×100枚=100,000円
	役務費(通)	138	139	サーバー回線経費
	小計	238	239	(特財 バナー広告16)

資料編

(小事業)その他諸経費(枠配分・維持管理経費)	需用費	69	5	
	(修繕料)	67	3	機械器具等修繕
	(ガソリン代)	2	2	公用バイクガソリン代
	使用料賃借料	288	352	リーダープリンター賃借料
	小計	357	357	
(小事業)歴史資料保存利用機関連絡協議会会費(枠配分)	負担金、補助及交付金	45	45	全史料協会費35,000円、同近畿部会会費10,000円
その他諸経費(合計)	合計額	1,397	1,300	
総計		21,553	26,884	一般財源15,049、特財特財6,504(国庫支出金2,903、市債3,300、その他301)

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(05)一般管理費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
臨時職員賃金	賃金	2,382	1,891	史料館事業補助 176日 1,416 公文書整理補助 60日 483 分室移転準備 60日 483

歳入 款(40)国庫支出金 項(10)国庫補助金 (千円)

目	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務費補助金	(97)社会資本整備総合交付金	2,903	0	城内まちづくり整備事業のうち、歴史館機能整備に係る設計委託料(地域研究史料館部分)に対する補助 補助率1/2

歳入 款(70)諸収入 項(20)実費弁償金 (千円)

目	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務費実費弁償金	(10)市史等頒布実費弁償金	121	9,872	『地域史研究』@850×143=121,550円
	(31)諸用紙印刷実費弁償金	164	169	白黒コピー@10×14,450枚 カラーコピー@30×650枚

歳入 款(70)諸収入 項(30)雑入 (千円)

目	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(20)雑入	(03)広告事業収入	16	16	ホームページバナー広告収入 (3,180円+2,160円)×3月=16,020円

歳入 款(75)市債 項(05)市債 (千円)

目	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務債	(80)庁舎等整備事業費	3,300	0	地方債:公共事業等債2,600 城内まちづくり整備事業のうち、歴史館機能整備に係る設計委託料補助対象分(地域研究史料館部分)財源の起債 地方債:一般単独事業債700 城内まちづくり整備事業のうち、歴史館機能整備に係る設計委託料単独分(地域研究史料館部分)財源の起債300 同じく公開空地遊歩道整備に係る設計委託料=単独分(地域研究史料館部分)財源の起債400

## 資料編

### 利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

### 史料の閲覧

- 開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。
- その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。
- コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。  
モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円です。
  - \* コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。
  - \* 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。
- マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。プリンターコピー料金は 1 枚 10 円です。
- 撮影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。
  - \* 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

### 史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

### 手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

閲覧日  
年 月 日

【本枠内を記入してください。】

注 当該所蔵の文書・記録等を複製して出版したる、出版権に侵害しおそれある行為は、法的に許容されません。複製等を行う場合は、複製権を侵害するおそれがあるもの及び個人の特権に関するものの複製・複写は制限される場合があります。また、複製権に利用する目的の複製・複写はできません。

氏名		住所（または連絡先）		電話	
請求記号番号	史料等の表題	所蔵	点数 (冊)	複製 許可	複製の複製 <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可
	複製箇所(ページ)				複製枚数 E/70 紙-
	複製箇所(ページ)				E/70 紙-
	複製箇所(ページ)				E/70 紙-
	複製箇所(ページ)				E/70 紙-
	複製箇所(ページ)				E/70 紙-
	複製箇所(ページ)				E/70 紙-
認 認 欄		平成 年 月 日	複製の種類		枚数
申請	受付	備考	<input type="checkbox"/> Eカラーコピー・プリンター・紙 - (E10)		金額(円)
			<input type="checkbox"/> カラー紙 - (E30)		
			合 計		

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0283-1 符A4 庁内

尼崎市立地域研究史料館

特別貸出票

尼崎市立地域研究史料館  
TEL : 06-6482-5246  
FAX : 06-6482-5244

【本枠内を記入してください。】

貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休曜日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

申請者 氏名	連絡先 〒		TEL	
登録番号	請求記号	タイトル		
貸出日	平成 年 月 日	確認	データ入力	備考
貸出期限	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	
返却日	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	

## 尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

### 1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 尼崎市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

（歴史的価値を有する文書の保存）

第 71 条 第 68 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館（以下「史料館」という。）において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

### 2 歴史的公文書の収集

(1) 尼崎市文書規程（及び消防局、教育委員会文書規程）に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、簿冊の現物も確認して、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。

(2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。

(3) 毎年廃棄簿冊（紙文書）約 3 万 2 千冊のうち、レセプト等を箱単位で管理・廃棄される帳票類を除く 1 万数千冊を対象に選別し、約 300 冊を選別・保存している。また電子文書の廃棄約 1 万件のうち、約 300 件を選別・保存している。

### 3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成 28 年度末現在 19,828 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

#### 4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

#### 5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政資料類の収集・保存方法などについて、庁内各所属との意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

---

平成19年5月23日  
地域研究史料館作成  
(平成20年2月27日改定、  
平成28年4月1日改定)

### 歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

#### 1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

#### 2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

#### 3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの

- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

#### 4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

#### 5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以上

## 新「尼崎市史」編集事業計画概要

## 1 計画立案の経緯

- (1) 既刊『尼崎市史』は市制 50 周年（昭和 41 年）記念事業として昭和 37 年事業開始、13 巻・別冊 1 を刊行して昭和 63 年に事業終了。その後『尼崎地域史事典』を平成 8 年に刊行した。
- (2) 平成 8 年度の市制 80 周年にあたり、記念振興事業として新「尼崎市史」事業を立案。平成 8・9 年度を計画検討期間として事業計画を策定し、平成 10 年度より本格実施に移っている。

## 2 新「尼崎市史」の編さん理由

- (1) 計画立案検討の平成 8 年度段階で、既刊市史本編刊行（昭和 45 年刊行終了）からすでに 25 年以上経過していたことに鑑み、近隣市動向もにらみながら新市史刊行の検討を行った。
- (2) 政治経済・社会構造中心の既刊『尼崎市史』に対して、より親しみやすく身近な歴史を求める市民からの要望にこたえる新市史を作っていく。
- (3) 社会の急速な変化のなかで失われつつあり、今でなければ記録し得ない地域の生活の歴史を、聞き取りなどを通じて記録化し、後世に伝える。
- (4) 市史の活用を通じて、まちづくりなど時代と地域社会からの要請にこたえる市史作りをめざす。

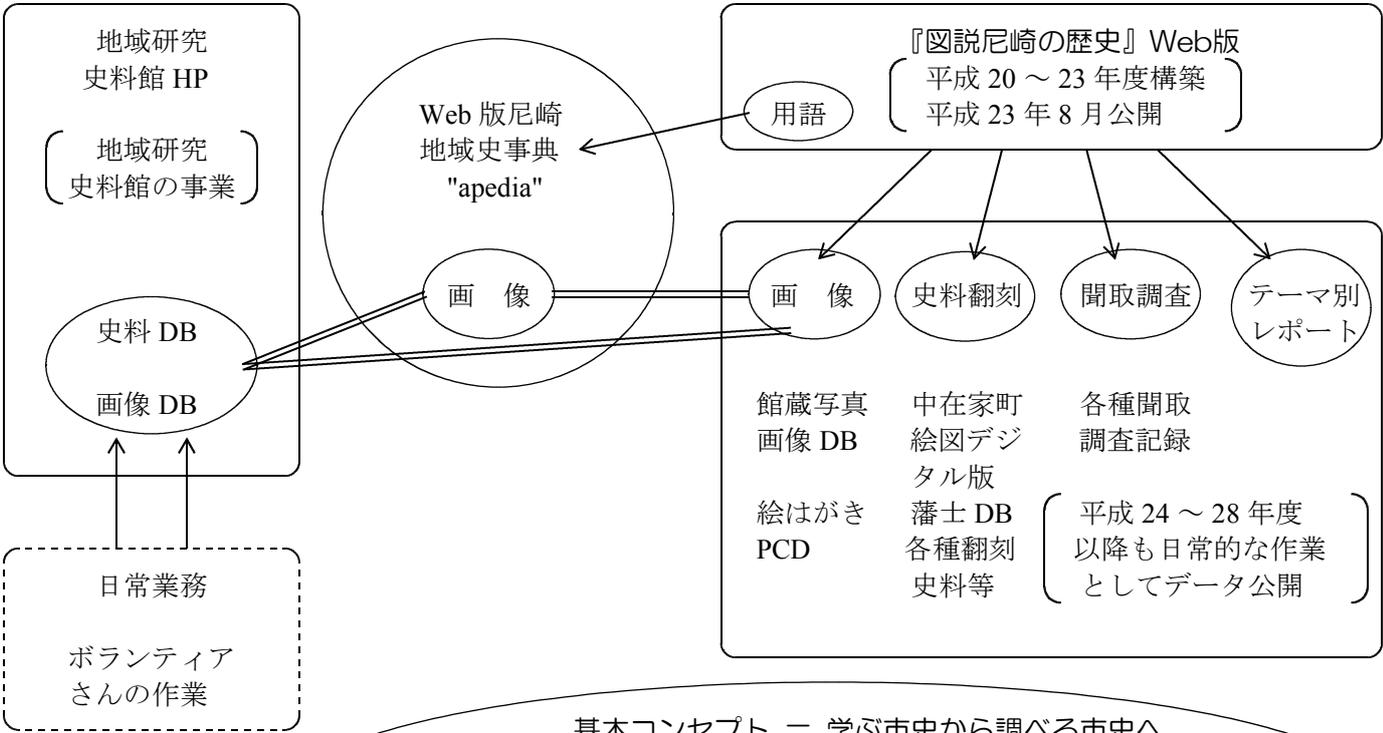
## 3 新「尼崎市史」の特徴

- (1) 生活・文化史を中心に、今でなければ記録し得ない身近で具体的なテーマ・内容を重視する。
- (2) 既刊『尼崎市史』編さんの時代的制約上、やや不十分な部分の残る 15 年戦争期以降（1930 年代以降）の現代の部分について、本格的な調査・編さんを行う。
- (3) 事業手法の点では、市民参加・ネットワーク型を基本とし、文献調査に加えて聞き取り調査やフィールドワークを重視する。
- (4) 調査の過程で収集した史料やデータを蓄積し、データベース編として公開・活用していく。

## 4 年次計画と編別構成

平成 8・9 年度 (市制 80 周年)	事業計画立案策定
平成 18 年度 (市制 90 周年)	『図説尼崎の歴史』刊行 530 頁 図版や写真を豊富に取り入れた通史、原始・古代～現代
平成 19・20 年度	『図説』刊行を踏まえて見直し計画検討・策定 『図説尼崎の歴史』Web 版構築の試行
平成 21～23 年度	『図説尼崎の歴史』Web 版構築・公開
平成 24～28 年度 (市制 100 周年)	『たどる調べる 尼崎の歴史』編集・刊行 第 1 部グラビア・第 2 部「尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ」・第 3 部「調べる尼崎の歴史」、A4 判上下巻計 538 頁、箱入り 3,000 セット 『尼崎の歴史ダイジェスト版』編集・刊行 A4 判 24 頁

新「尼崎市史」編集事業計画イメージ図



基本コンセプト = 学ぶ市史から調べる市史へ  
 新「尼崎市史」の前半 = 『図説尼崎の歴史』の刊行 = 誰もが親しみやすく尼崎の通史を学べる印刷物の刊行  
 新「尼崎市史」の後半 = 誰もがみずから地域の歴史を調べ、あきらかにしていくための場づくりを刊行物と Web で

刊行物

『たどる調べる 尼崎の歴史』 ～平成 23 年度準備作業  
 → 24～27 年度執筆編集 → 28 年度刊行

第 I 部「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」(グラビアページ) 40p  
 第 II 部「尼崎市クロニクルー 100 年のあゆみ」(図説形式の年表ページ) 110p  
 第 III 部「調べる尼崎の歴史」 370p

第 1 章「尼崎の地理・地形」、第 2 章「尼崎の古代」、第 3 章「尼崎の中世」  
 第 4 章「尼崎の近世」、第 5 章「尼崎の近代」、第 6 章「尼崎の現代」  
 各章「入門編」「史料編」「実践編」の 3 節構成

- 「入門編」 その時代・分野について既刊市史等があきらかにしたこと、到達点
- 「史料編」 代表的史料等の紹介と使い方の紹介・説明  
 図版等でビジュアルに、レファレンスケースから使い方例示、
- 「実践編」 各時代・分野のトピック  
 既刊市史・新市史で取り上げていないテーマ、新たな視角のテーマ  
 調査プロジェクトや研究・活用事例 等々

その他(扉・序文・目次・凡例・奥付等) 18p  
 [体裁等] A 4 判、フルカラー(図説形式を基本とする)、上下巻計 538 ページ  
 箱入り、3,000 セット発行

『尼崎の歴史ダイジェスト版』(記念冊子)  
 [体裁等] A 4 判、フルカラー 24 ページ

## 地域研究史料館刊行物販売一覧

『たどる調べる尼崎の歴史』	4,500円
『尼崎の歴史ダイジェスト版』	100円
『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	売り切れ
『尼崎の地名』	売り切れ

## 史料館紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読（3冊）	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読（2冊）	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
『地域史研究』 売り切れ号	第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号 第112号	

## 『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世（上）	4,000円
第6巻		近世（下）	4,000円
第7巻		近代（上）	4,000円
第8巻		近代（下）	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代（史料）		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図）			160円

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することもできます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

## 地域研究史料館へのアクセス

### ■所在地・連絡方法

〒 660-0881 尼崎市昭和通 2-7-16 尼崎市総合文化センター 7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244 (火曜・祝日休館)

e-mail [ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp)

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

阪神バス(尼崎市内線)・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス(阪神線)「尼崎文化センター前」下車すぐ



### ■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。